

○クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例

○クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例

平成 21 年 12 月 18 日条例第 23 号

改正

平成 26 年 9 月 22 日条例第 18 号

平成 29 年 12 月 18 日条例第 20 号

クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、クラインガルテン下郷(以下「クラインガルテン」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町は、人と人、人と自然とのふれあいの場を通して、心豊かな地域づくり及び都市と農村交流の拠点として文化の交流等を図り、もって地域の活性化に資するため、クラインガルテンを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 クラインガルテンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
クラインガルテン下郷	下郷町大字落合字ミノスケ 1817 番地 1

(施設の構成)

第 4 条 クラインガルテンは、次の施設で構成する。

- (1) 農地付き休憩施設(以下「ラウベ等」という。)
- (2) 地域農業活性化施設(クラブハウス)
- (3) その他付随する施設

(使用期間)

第 5 条 クラインガルテンを使用することができる期間(以下「使用期間」という。)は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、12 月 29 日から翌年 3 月 31 日までの期間(以下「冬期間」という。)は閉鎖するものとする。

2 前項の冬期間において、止むを得ず使用する場合は予め町長の許可を受けなければならない。

3 使用期間の途中から使用する場合にあっては、当該使用期間の残余期間とする。

4 使用期間は、5 年を限度に更新することができる。この場合において、前項の残余期間は含まれない。

5 前項の規定にかかわらず、ラウベ等に空きが生じている場合には、更に 3 年を限度に使用期間を更新することができる。

(使用の許可)

第 5 条の 2 クラインガルテンを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において必要があると認めるときは、クラインガルテンの管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 6 条 町長は、クラインガルテンを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風紀を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第 7 条 第 5 条の 2 第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた目的以外にクラインガルテンを使用し、若しくは転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(行為の禁止)

第 8 条 クラインガルテンにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) クラインガルテンを損傷し、又は汚損すること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、クラインガルテンの管理上の必要により町長の禁止した行為をすること。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、クラインガルテンの使用を制限し、若しくは停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 第 5 条の 2 第 2 項の条件又は第 7 条の規定に違反したとき。

(2) 第 6 条各号のいずれかに該当したとき。

(3) ラウベ等において営利を目的とする行為を行ったとき。

○クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例

- (4) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の事故により、クラインガルテンを使用できなくなったとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(指定管理者による管理)

第 10 条 クラインガルテンの管理は、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年下郷町条例第 7 号）の定めるところにより、町長が指定した法人その他の団体等（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者に行わせることができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) クラインガルテンの使用許可、取消しその他のクラインガルテンの運営に関する業務
- (2) クラインガルテンの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他クラインガルテンの管理上町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、クラインガルテンの管理を行わなければならない。

4 第 1 項の規定により指定管理者にクラインガルテンの管理を行わせる場合にあつては、第 5 条の 2、第 6 条、第 8 条第 3 号、第 9 条、第 13 条及び第 16 条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用料)

第 11 条 使用者は、別表の使用料を納入しなければならない。

2 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料の減免等)

第 12 条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けた基準により、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 13 条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、その使用を終了したとき（第 9 条の規定による使用の制限若しくは停止又は使用許可の取消しがあったときを含む。）は、クラインガルテンを原状に回復してこれを返還しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 使用者は、クラインガルテンの施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害負担)

第 16 条 クラインガルテンにおいて受けた損害は、使用者の負担とし、町長はいかなる責任をも負わないものとする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 22 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 18 日条例第 20 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

1 ラウベ等

使用単位	使用料
1区画	年額 300,000円

備考 1 共益費は、別途負担とする。

2 光熱水費は、実費負担とする。

3 使用開始が年度の途中であるときは、月割計算とする。

4 使用期間が 1 月に満たないときは、1 月とみなす。

2 地域農業活性化施設(クラブハウス)

室名	使用料	
	半日	全日
座敷(A)	2,000円	4,000円
座敷(B)	2,000円	4,000円
調理室	3,000円	6,000円

備考 半日とは、使用時間が 4 時間以内の場合とする。

○クラインガルテン下郷の管理運営に関する規則

○クラインガルテン下郷の管理運営に関する規則

平成 21 年 12 月 18 日規則第 11 号

改正

平成 26 年 9 月 22 日規則第 18 号

平成 29 年 12 月 18 日規則第 11 号

クラインガルテン下郷の管理運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例(平成 21 年下郷町条例第 23 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、クラインガルテン下郷(以下「クラインガルテン」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農地付き休憩施設使用者公募の方法)

第2条 町長は、条例第4条第1号に定める農地付き休憩施設(以下「ラウベ等」という。)の使用希望者を公募するものとする。

2 公募は一般公募とし、応募する者は、クラインガルテン下郷ラウベ等使用申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(ラウベ等使用者選考の方法)

第3条 町長は、ラウベ等の使用者を決定する場合は、前条の公募に申し込んだ者を次の各号に基づき審査し、決定するものとする。ただし、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる者は選考の対象としない。

(1) 自らラウベ等を使用し、充実した農園活動を実践する意思を有すること。

(2) 原則として年 36 回以上滞在し、ラウベ等の良好な維持管理ができること。

(3) 町民と積極的に交流する意思を有すること。

(4) クラインガルテンの年間活動プログラムに参加する意思を有すること。

(5) 共益部分の共同作業に参加できること。

(6) クラインガルテンに関する諸規定を遵守できること。

2 町長は、審査の結果、適当と認められる使用者が公募区画数を超えるときは、抽選により決定するものとする。この場合において、必要と認める範囲で補欠者を定めることができる。

3 町長は、使用者を決定した翌日から1年以内に空きラウベ等が生じたときは、補欠者の中から使用者を決定するものとする。

4 町長は、前3項の規定により使用者を決定した場合は、クラインガルテン下郷ラウベ等使用許可通知書(様式第2号。以下「ラウベ等使用許可通知書」という。)を当該申込者に交付するものとする。

(行為の禁止)

第4条 条例第8条第3号の規定に基づく管理上の行為の禁止は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた農園の区画以外の植物を傷つけ、伐採し、又は採取すること。

(2) はり紙、物品の展示、販売又はこれに類する行為をすること。

(3) 他人に危害を与え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。

(4) 建築物及び工作物を設置すること。

(5) 指定された場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車すること。

(6) クラインガルテンの管理に支障を及ぼす行為をすること。

(7) 前各号のほか、管理人の指示に反する行為をすること。

(ラウベ等使用契約)

第5条 ラウベ等使用許可通知書を受けた使用者(以下「ラウベ等使用許可者」という。)は、町長が定める期日までにクラインガルテン下郷ラウベ等使用契約書(様式第 3 号)により、使用契約を締結するものとする。

(ラウベ等契約期間)

第6条 ラウベ等の契約期間(以下「契約期間」という。)は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 年度中途の使用者の契約期間は、契約の日から当該年度の3月31日までとする。

(ラウベ等使用期間の更新)

第7条 ラウベ等の使用期間の更新は、期間満了4ヶ月前までにクラインガルテン下郷ラウベ等使用申請書(継続)(様式第1号)により再申請するものとする。

2 町長は、条例第5条第3項の規定により使用期間を更新して使用しようとする者が空きラウベ等の数を超えるときは、抽選により使用者を決定するものとする。

(ラウベ等使用中止)

第8条 使用期間内に使用を中止しようとするときは、クラインガルテン下郷ラウベ等使用中止届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(1年に満たないラウベ等使用料)

第9条 第6条第2項の規定による1年に満たない契約期間の使用料は、月割計算で算出し、100円未満の端数は切り捨てる。

○クラインガルテン下郷の管理運営に関する規則

(ラウベ等使用料の納入)

第 10 条 ラウベ等使用許可者は、第 5 条に定める契約に基づき使用料を納入するものとする。

(ラウベ等使用料の還付)

第 11 条 条例第 13 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない事由により使用することができなくなったとき、使用することができなくなった月数分(事由が発生した月分を除く。)に相当する額
- (2) やむを得ない事由により使用の取り消しを申し出たとき、使用しなかった月数分に相当する額(ラウベ等使用許可取消し等)

第 12 条 町長は、条例第 9 条によりラウベ等の使用許可を取消したときは、クラインガルテン下郷ラウベ等使用許可取消等通知書(様式第 5 号)を交付するものとする。

(地域農業活性化施設の使用申込み等)

第 13 条 条例第 4 条第 2 号に定める地域農業活性化施設(以下「クラブハウス」という。)を使用する者は、使用開始日の 3 日前までにクラインガルテン下郷クラブハウス使用申請書(様式第 6 号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(クラブハウス使用許可書の交付)

第 14 条 町長は、クラブハウスの使用を許可したときは、クラインガルテン下郷クラブハウス使用許可通知書(様式第 7 号)を交付するものとする。

(クラブハウス使用の変更・取消し)

第 15 条 クラブハウスの使用許可を受けた者(以下「クラブハウス使用許可者」という。)が、事前に使用の取消し又は変更をしようとするときは、町長にクラインガルテン下郷クラブハウス使用変更(取消し)申請書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

2 町長は前項の申請がやむを得ないと認めたときは、クラインガルテン下郷クラブハウス使用変更(取消し)許可書(様式第 9 号)を交付する。

(クラブハウス使用料の減免)

第 16 条 条例第 12 条の規定により、クラブハウス使用料の減免を受けようとする者は、その事由を詳記してクラインガルテン下郷クラブハウス使用料減免申請書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、クラインガルテン下郷クラブハウス使用料減免通知書(様式第 11 号)を交付するものとする。

(クラブハウス使用料の減免の額)

第 17 条 町長は、クラブハウス使用許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 11 条の使用料を減免することができる。

- (1) 官公署、学校及び農業振興団体が主催し又は共催し、使用しようとするときは、免除することができる。
- (2) 町が後援して行う行事で使用する場合は、使用料の 2 分の 1 の額を減ずることができる。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、使用料の全額を免除することができる。
- (3) ラウベ等使用者は、使用料の 4 分の 3 の額を減ずることができる。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、使用料の全額を免除することができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第 18 条 条例第 10 条の規定により指定管理者にクラインガルテンの管理を行わせる場合にあっては、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び前条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年9月 22 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 18 日規則第 11 号)

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。